

原発事故による母子避難者等の方に対する高速道路の無料措置

原発事故による母子避難者等の方を対象とする高速道路の無料措置について、以下のとおり実施されます。

1. 実施期間

平成28年3月31日（木） 24時まで

2. 対象者

原発事故発生時に福島県浜通り・中通り（原発事故による警戒区域等※1を除きます。）又は宮城県丸森町（以下「対象地域」といいます。）に居住しており、原発事故により避難して※2 二重生活を強いられている母子避難者等（妊婦を含みます。）※3、4及び対象地域内に残る父親等（妊婦の夫を含みます。）

※1 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域及び特定避難勧奨地点の設定を受けた地点

※2 同一市町村内に避難している場合は対象となりません。

※3 子ども：18歳までが対象（満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎるまでの方）

※4 母が対象地域内に残り父子が避難する場合や、父母が対象地域内に残り子どもが避難する場合も対象となります。

3. 対象車種

軽自動車等、普通車、中型車
（対象の方が運転又は同乗している車両）

4. 対象走行

東北自動車道、常磐自動車道等の対象路線内における、母子等避難先の最寄りインターチェンジ（以下「IC」といいます。）と父親等居住地の最寄りIC間の走行（途中流入・途中流出不可）

※ 対象地域内に残る父親等が母子等避難先に向かう場合も対象になります。

5. ご利用方法

◆ ETCレーンをご利用いただけません。
入口、出口ともに **一般** と表示されたレーンをご利用ください。

◆ 入口では必ず通行券をお受け取りください。

- ◆ 出口料金所においては、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面をご提示して頂く必要があります。

なお、ご提示して頂く書面については原本（コピー不可）になります。

【 提示が必要な書面 】

- ① 無料措置の対象者であることの証明書
(避難元である対象地域の市町村が発行する対象者の氏名、対象となる利用区間等が記載されている証明書)
※ 証明書については、避難元である対象地域の市町村にお問い合わせください。
- ② 対象者本人であることを確認するための書面
(運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの)

◀ その他の注意事項 ▶

- ◆ 入口を **ETC** 一般 の混在レーンをご利用の際には、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進出し、通行券をお取りください。
ETCカードを車載器に挿入したまま進みますと、ETC扱いとなり無料措置の対象になりません。
- ◆ スマートICはご利用できません。
- ◆ 出口では必要な書面をご提示のうえ、原発事故による母子避難者等である旨を係員にお申し出ください。
- ◆ 料金精算機が設置されているレーンでは、呼出ボタンまたはレバーにより係員を呼び出してください。
- ◆ 証明書に記載された最寄りIC間の利用のみ無料措置の対象となります。
途中で乗り降りした場合、IC間を超えて走行した場合は無料措置の対象になりません。
- ◆ ただし、通行止めにおいてはこの限りではありません。
通行止めにより証明書に記載されたICが利用できなかった場合は、出口料金所において、次のICからの流入または走行が中断させられた旨をお申し出ください。
- ◆ 山形自動車道・日本海東北自動車道（湯殿山IC～酒田みなとIC）、米沢南陽道路、東京外環道等のNEXCO均一区間、首都高速、阪神高速など、対象路線内のICを入口または出口として一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。
またこれらの道路を経由した後のNEXCO道路の走行（首都高速を経由して東名高速道を走行した場合 等）は無料措置の対象になりません。